令和７年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率及び資金不足比率の状況（確定値）

SUPER LOCAL 高知家

令和８年 10 月

高知県総務部市町村振興課

1　概要

・県内市町村で健全化判断比率が早期健全化基準以上の団体はありません。

・県内市町村が経営する公営企業の会計で、その資金不足比率が経営健全化基準（20%）以上の会計はありません。

【令和７年度決算に基づく県内市町村健全化判断比率（確定値）】

（単位:%）

市町村名	実質赤字比率 (11.25%～15%)		連結実質赤字比率 (16.25%～20%)		実質公債費比率 (25%)		将来負担比率 (350%)	
	R7年度決算	R6年度決算	R7年度決算	R6年度決算	R7年度決算	R6年度決算	R7年度決算	R6年度決算
高知市	－	－	－	－	11.9	12.6	146.1	150.6
室戸市	－	－	－	－	9.8	9.2	－	－
安芸市	－	－	－	－	5.6	5.5	29.4	35.7
南国市	－	－	－	－	9.9	9.6	93.4	85.8
土佐市	－	－	－	－	11.8	12.1	53.5	55.4
須崎市	－	－	－	－	12.5	12.4	－	－
宿毛市	－	－	－	－	9.0	10.5	35.7	44.3
土佐清水市	－	－	－	－	14.8	16.2	31.9	18.9
四万十市	－	－	－	－	10.8	10.9	117.8	106.5
香南市	－	－	－	－	6.3	5.1	－	－
香美市	－	－	－	－	7.6	8.0	－	－
東洋町	－	－	－	－	11.8	12.5	24.8	29.9
奈半利町	－	－	－	－	5.8	5.1	－	－
田野町	－	－	－	－	5.7	6.5	－	－
安田町	－	－	－	－	9.4	8.8	3.3	－
北川村	－	－	－	－	0.0	▲0.6	－	－
馬路村	－	－	－	－	9.6	9.1	－	－
芸西村	－	－	－	－	8.3	8.0	－	－
本山町	－	－	－	－	10.1	10.2	17.3	34.1
大豊町	－	－	－	－	4.5	4.2	－	－
土佐町	－	－	－	－	7.4	7.7	－	－
大川村	－	－	－	－	11.1	12.9	－	－
いの町	－	－	－	－	8.7	8.9	－	－
仁淀川町	－	－	－	－	▲ 1.8	▲ 2.3	－	－
中土佐町	－	－	－	－	13.5	14.0	－	－
佐川町	－	－	－	－	7.6	6.9	－	－
越知町	－	－	－	－	9.1	10.0	－	1.6
梼原町	－	－	－	－	7.5	7.1	－	－
日高村	－	－	－	－	10.6	9.3	70.9	30.5
津野町	－	－	－	－	▲ 7.1	▲ 7.4	－	－
四万十町	－	－	－	－	7.4	7.1	－	－
大月町	－	－	－	－	10.2	9.6	8.2	12.5
三原村	－	－	－	－	13.6	13.8	－	－
黒潮町	－	－	－	－	12.3	13.0	－	－
市町村平均					9.7	10.0	34.1	33.9

注1 各比率の下の括弧内の数値は早期健全化基準です。

注2 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「－」としています。

注3 令和7年度決算に基づく実質公債費比率は令和5年度から令和7年度の3ヵ年平均です。

注4 令和6年度決算に基づく実質公債費比率は令和4年度から令和6年度の3ヵ年平均です。

注5 市町村平均は加重平均です。

注6 奈半利町、北川村、越知町、梼原町の令和6年度決算に基づく実質公債費比率は修正後の値です。

２　実質赤字比率

・県内市町村で実質収支が赤字の団体はありません。
・県内市町村の実質収支は全体で 63.2 億円の黒字です。（R6:62.5 億円）

３　連結実質赤字比率

・県内市町村で連結実質収支が赤字の団体はありません。
・県内市町村の連結実質収支は全体で 387.4 億円の黒字です。（R6:369.3 億円）

４　実質公債費比率

・実質公債費比率が 18%以上（地方債の発行の許可が必要となる）の市町村はありません。
・県内市町村の実質公債費比率の平均（加重平均）は 9.7%であり、普通交付税の増により標準財政規模が増加したため、昨年度から 0.3 ポイント減少しています。

５　将来負担比率

・早期健全化基準（350%）以上の市町村はありません。
・県内市町村の将来負担比率の平均（加重平均）は 34.1%であり、地方債現在高は減少したものの、それを上回る充当可能財源の減少により、昨年度から 0.2 ポイント上昇しています。

６　資金不足比率

・県内市町村が経営する公営企業の会計で、資金不足比率が経営健全化基準（20%）以上の会計はありません。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
健全化判断比率等について（解説）

１　健全化判断比率

（１）実質赤字比率

一般会計等（一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模※に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※標準財政規模…地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算したもの。

（２）連結実質赤字比率

全ての会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

（３）実質公債費比率

一般会計等の実質的な公債費の標準財政規模（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く）に対する比率であり、公営企業の公債費への一般会計等からの繰出金や一部事務組合の公債費への負担金等も算入される

$$\text{実質公債費比率（３か年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

（４）将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く）に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額※－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

※将来負担額…次の①～⑩の合計額

① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第 5 条各号の経費に係るもの）
③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
⑦ 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
⑧ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
⑨ 連結実質赤字額
⑩ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

（早期健全化基準及び財政再生基準）

平成 20 年度決算から、健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「財政健全化計画」を定めなければならない。

また、健全化判断比率（将来負担比率を除く）のうちいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生計画」を定めなければならない。「財政再生計画」に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債を発行できない。

指標	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	財政規模に応じ 11.25%～15%	20%
連結実質赤字比率	財政規模に応じ 16.25%～20%	30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	350%	―

2　資金不足比率

公営企業会計を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率

$$資金不足比率＝\frac{資金の不足額}{事業の規模}$$

（経営健全化基準）

平成 20 年度決算から、資金不足比率が経営健全化基準以上の場合は、「経営健全化計画」を定めなければならない。

指標	経営健全化基準
資金不足比率	20%